

町田市自殺対策推進委員会設置要綱

第 1 設置

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項に規定する市町村自殺対策計画の策定及び推進に資するため、町田市自殺対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

（１）自殺対策基本法第 13 条第 2 項に規定する市町村自殺対策計画の策定及び推進に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第 3 組織

- 1 委員会は、委員 18 人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

第 4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して 10 年を限度とする。

第 5 会長

- 1 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第 6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めるこ

とができる。

第7 作業グループ

- 1 委員会に、委員の一部で構成する作業グループを置くことができる。
- 2 作業グループの構成及び運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

第8 庶務

委員会の庶務は、保健所健康推進課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2017年10月1日から施行する。
- 2 町田市自殺総合対策連絡協議会設置要綱（2014年3月6日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、2024年4月1日から施行する。

別表（第3 関係）

学識経験を有する者 2人以内

自死遺族支援団体の代表 1人

自殺対策推進団体の代表 1人

八王子労働基準監督署町田支署の代表 1人

町田公共職業安定所の代表 1人

町田警察署の代表 1人

南大沢警察署の代表 1人

町田消防署の代表 1人

町田市民生委員・児童委員協議会の代表 1人

一般社団法人町田市医師会の代表 1人

公益社団法人町田市歯科医師会の代表 1人

一般社団法人町田市薬剤師会の代表 1人

社会福祉法人町田市社会福祉協議会の代表 1人

町田商工会議所の代表 1人

町田市町内会・自治会連合会の代表 1人

町田市立小学校の代表 1人

町田市立中学校の代表 1人